写

陳情第３号

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

陳情の趣旨

国に対して「保育士配置基準の引上げの完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出してください。

理由

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年４月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、４・５歳児25人に対し保育士１人、３歳児15人に対し保育士１人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、１歳児の配置基準引上げ（５対１）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されています。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、１歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引上げること、３歳児、４・５歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対してていねいなかかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。

つきましては貴議会より、国に対して「保育士配置基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

２０２６年　２月18日

二本松市議会議長　様

団　体　名　　福島県保育連絡会
代表者氏名　　大宮　勇雄
住　　所　[redacted]

意見書ひな型

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年４月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、４・５歳児25人に対し保育士１人、３歳児15人に対し保育士１人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、１歳児の配置基準引上げ（５対１）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されています。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、１歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引上げること、３歳児、４・５歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対してていねいなかかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。

この内容を踏まえ、国におかれては、保育士配置の基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

２０２６年　　月　　日
○○○○議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣（こども政策）／こども家庭庁長官／文部科学大臣／財務大臣／衆議院議長／参議院議長　宛

二本松市議会 収 8.2.24 受付 第319号